

令和4年5月13日執行

# あぶくま川水系角田地区土地改良区 総代選挙立候補予定者説明資料

この立候補予定者説明資料は、令和4年5月13日に執行されるあぶくま川水系角田地区土地改良区総代選挙における立候補の手続き等のあらましを説明し、立候補予定者の参考に供するとともに、立候補届出事務の円滑な推進と選挙が適正に行われるよう説明するものです。

## 記

### (1) 選挙事務の管理執行について

令和4年5月24日任期満了によるあぶくま川水系角田地区土地改良区総代選挙は、平成30年の土地改良法改正により、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の管理に委ねることとなりました。(土地改良法第23条第4項において準用する同法第18条第3項)

### (2) 選挙期日等について

①選挙期日 令和4年5月13日(金)

②選挙告示日 令和4年5月8日(日)

③立候補届出期間 **令和4年5月8日(日) から 5月9日(月)まで**

午前8時30分 から 午後5時まで 於 土地改良区事務所

### ④無投票の場合

5月9日締切の立候補届において選挙区毎に定数を超えなかった場合は、無投票となります。

無投票となった選挙区については、5月9日(月)午後5時から土地改良区事務所で一括して選挙管理者による選挙会を開催し、当選者を決定いたします。

当選者には、当選告知書、受領書並びに当選証書付を送付いたします。(選挙規程21条の1)

※5月9日選挙会後に、選挙の有無について理事より伝達します。

### ⑤投票・開票・選挙会（選挙になる場合）

総代選挙は、公職選挙法に規定する選挙とその内容を異にし、選挙の簡素化が図られており、投票、開票及び当選人の決定は、すべて5月13日開催する選挙会の事務に含まれ、選挙区毎に行うこととなります。

投票時間 午前9時から午後1時まで 開票時間 午後1時30分

選挙会 開票終了後、選挙会を開催し当選人を決定する。

選挙会場 あぶくま川水系角田地区土地改良区

### (3)選挙区及び選挙すべき総代の定員数について

選挙区 9選挙区 総代定数60人

選挙区の別の総代の定数は、次のとおり。(選挙規程2条)

第1区角田地区 9名	第2区枝野地区 6名	第3区藤尾・東根地区 9名
第4区桜地区 4名	第5区北郷地区 9名	第6区西根地区 9名
第7区小斎・金山地区 5名	第8区大内地区 5名	第9区館矢間地区 4名

### (4)選挙権・被選挙権について

#### ①選挙権(投票できる者)

あぶくま川水系角田地区土地改良区の組合員であること。

なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人、刑の執行中の者も選挙権を有することになります。

(未成年者、成年被後見人の選挙権の行使(投票)については、法定代理人又は成年後見人が行うこととなります。)

#### ②被選挙権(立候補できる者)

あぶくま川水系角田地区土地改良区の組合員で年齢20歳以上の者。

ただし、禁錮以上の刑に処せられている者は、被選挙権を有しないこととなります。

また、組合員である農事組合法人等の代表者も立候補することが可能です。

### (5)立候補の手続き等について

#### ①立候補の届出期間

選挙期日の告示のあった日から2日間（5月8日、9日）となっています。(選挙規程16条の2)

#### ②立候補の届け出

立候補の届け出は、次の事項に留意し候補者となろうとする本人が文書(別紙様式)により土地改良区にしなければなりません。

なお、推薦届出制度による届け出は、推薦する者(※組合員)が推薦される者の承諾を得て、文書(別紙様式)により土地改良区にしなければなりません。

※代理人による立候補の届け出は認められていません。

#### 【留意事項】

- \* 年齢は選挙日現在(5月13日)で記載すること。
- \* 届出の場所は、あぶくま川水系角田地区土地改良区事務所です。
- \* 届出の時間は、午前8時30分から午後5時までです。

### ③立候補の辞退届

候補者は、立候補届出後に立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、本人又は推薦をした者があぶくま川水系角田地区土地改良区に届出をしなければ候補者を辞することはできません。(選挙規程16条の5)

### ④当選人になるための法定得票数

選挙の場合は、候補者の得票数が当該選挙区の総代の定数をもって、有効投票の総数を除して得票数の4分の1以上でなければ当選人となることができません。(選挙規程18条の1)

### ⑤選挙運動について

選挙運動については、別段の規定がないので何ら制限はありませんが、投票の偽造増減、買収、響応接待等については罰則が適用されます。

土地改良区の選挙は、組合員相互の信頼関係に基づく選挙であることから厳弊制限が設けられております。公正公明な選挙運動をお願いいたします。

## (6)その他

土地改良区総代選挙の立候補届については、下記の添付書類と印鑑(シャチハタは不可)が必要になります。(※必要事項を記入し、届出日にご持参下さい)

- 候補者届
- 申告書
- 身分証明書の写し(免許証等、本人確認の為)
- ※法人が立候補する場合は、法人登記簿謄本の写し

- 不明な点がありましたら土地改良区事務局(63-1234)まで問い合わせください。